

令和5年11月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和5年度11月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	3 4
		行政体制整備局 人事企画課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	10
第3号	令和5年度鳥取県用品調達等集中管理事業 特別会計補正予算（第1号）		
	1 歳入予算事項別明細書		12
	2 補正予算説明資料	総務課	13
	3 歳出事項別明細書		14
	4 債務負担行為に関する調書	政策法務課	16
第4号	令和5年度鳥取県給与集中管理特別会計 補正予算（第1号）		
	1 歳入予算事項別明細書		17
	2 補正予算説明資料	総合事務センター 庶務集中課	18
	3 歳出事項別明細書		19

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第35号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	行政体制整備局 人事企画課	21

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	2,832,361	113,500	2,945,861				113,500	
行政体制整備局 人事企画課	1,287,722	4,248,700	5,536,422				4,248,700	
合計	5,601,088	4,362,200	9,963,288				4,362,200	
<p><説明></p> <p>【総務課】 ・(新)庁用光熱水費等管理事業(113,500千円)</p> <p>【人事企画課】 ・(新)職員人件費(1,393,700千円) ・退職手当費(2,855,000千円)</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費

総務課（内線：7771）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 庁用光熱水費等管理事業	0	113,500	113,500				113,500	
トータルコスト	0	114,280	114,280	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	光熱水費の支払い、各課への割当等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

電気料金等の高騰に伴う県庁舎及び各総合事務所の光熱水費に係る経費

(主な増額の要因)

- ・燃料価格の高騰等に伴う電力単価の上昇

2 県庁舎及び各総合事務所の光熱水費に係る経費

区分	金額（千円）	備考
光熱水費等支払い見込額	267,855	(A)
当初予算	154,355	(B)
不足額	113,500	(A) - (B)

(参考) 他部局の対応

警察本部においても11月補正予算で対応（教育施設は6月補正で対応済）

○警察本部・・・警察署等（101,700千円）

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

人事企画課 (内線: 7418)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職員人件費	0	1,393,700	1,393,700				1,393,700	

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、一般職員、会計年度任用職員等の給与費を増額するとともに、知事等特別職の給与費を一般職員に準じて増額する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

	区分	事業内容	補正額
1	職員人件費	一般職の給与費の増額	1,392,000
2	特別職人件費	知事・副知事等に係る給与費の増額	1,700
		計	1,393,700

<参考> 補正前予算額 (退職手当を除く一般会計計) 86,164,818千円

3 参考

【給与改定の内容】

1 一般職の給与の改定

- (1) 給料表を国俸給表に準じて改定する。(行政職で平均1.0%の引き上げ)
- (2) 期末勤勉手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。(現行 4.10月/年 → 4.20月/年)
- (3) 会計年度任用職員の報酬について、正職員に準じて改定する。
- (4) 会計年度任用職員の期末手当について、正職員の期末勤勉手当の改定率に準じて年0.05月分引き上げる。(現行 2.06月/年 → 2.11月/年)

2 特別職の給与の改定

知事等の特別職の給与を一般職の給与改定に準じて、以下のとおり改定する。

- (1) 給料月額を1.0%引き上げる。
- (2) 期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。

3 適用日 令和5年4月1日

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

2目 人事管理費

人事企画課（内線：7418）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
退職手当費	1,143,845	2,855,000	3,998,845				2,855,000	

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年度の退職者数の見込を踏まえて、退職手当を増額する。
 また、普通交付税の算定を踏まえ、定年延長に伴う支給額の年度間増減を平準化するため、退職手当基金に必要額を積み立てる。

2 主な事業内容

（単位：千円）

	現計予算	補正額	計
退職手当 ※警察本部・教育委員会を含む	3,668,096	555,000	4,223,096
（うち知事部局）	(1,143,845)	(265,000)	(1,408,845)
基金積立金	0	2,300,000	2,300,000

3 参考

令和5年度からの地方公務員の定年引上げ（令和5・6年度：61歳→令和13年度以降：65歳）に伴い、2年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなる。地方交付税の算定においては、退職手当基金等の活用を前提に平準化させた金額が措置されている。

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	660,114	200,600	860,714	212,522	200,600	413,122	173,413	200,600	374,013
2 給 料	3,127,736	424,440	3,552,176	970,849	424,440	1,395,289	883,932	424,440	1,308,372
3 職員手当等	3,505,250	1,147,660	4,652,910	2,323,813	1,147,660	3,471,473	2,278,615	1,147,660	3,426,275
4 共 済 費	1,197,493	176,000	1,373,493	367,806	176,000	543,806	336,307	176,000	512,307
5 災 害 補 償 費	300		300	300		300	300		300
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	5,424		5,424	5,424		5,424
7 報 償 費	328,577	1,509	330,086	14,429		14,429	5,991		5,991
8 旅 費	247,093	1,652	248,745	49,814		49,814	46,007		46,007
費用弁償	39,799		39,799	7,974		7,974	7,380		7,380
普通旅費	149,391	400	149,791	38,773		38,773	36,087		36,087
特別旅費	57,903	1,252	59,155	3,067		3,067	2,540		2,540
9 交 際 費	2,860		2,860	1,100		1,100	1,100		1,100
10 需 用 費	647,074	113,600	760,674	146,612	113,500	260,112	140,818	113,500	254,318
11 役 務 費	525,123	26	525,149	91,795		91,795	85,339		85,339
12 委 託 料	6,963,705	10,460	6,974,165	945,785		945,785	905,454		905,454
13 使用料及び賃借料	1,209,585	505	1,210,090	111,908		111,908	109,013		109,013
14 工 事 請 負 費	2,392,028		2,392,028	218,236		218,236	218,236		218,236
15 原 材 料 費	858		858						
16 公有財産購入費	3,554		3,554						
17 備 品 購 入 費	127,886		127,886	1,577		1,577	1,577		1,577
18 負担金、補助及び交付金	10,642,136	176,000	10,818,136	132,674		132,674	132,659		132,659
19 扶 助 費	300		300						
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	38,443		38,443	1,800		1,800	1,800		1,800
22 償還金、利子及び割引料	156,900		156,900						
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	222,794	3,880,000	4,102,794		2,300,000	2,300,000		2,300,000	2,300,000
25 寄 附 金	34,820		34,820						
26 公 課 費	379		379						
27 繰 出 金	3,000		3,000						
予 備 費									
計	32,043,432	6,132,452	38,175,884	5,596,444	4,362,200	9,958,644	5,325,985	4,362,200	9,688,185
財 国 庫 支 出 金	3,153,571	4,977	3,158,548	381,674		381,674	162,205		162,205
源 地 方 債	2,324,000		2,324,000	36,000		36,000	36,000		36,000
内 そ の 他	2,784,293	5,000	2,789,293	226,814		226,814	226,650		226,650
訳 一 般 財 源	23,781,568	6,122,475	29,904,043	4,951,956	4,362,200	9,314,156	4,901,130	4,362,200	9,263,330

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目		2款 総務費								
		うち総務部								
節		1項 総務管理費								
		1目 一般管理費			2目 人事管理費			7目 財産管理費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	167,568	200,600	368,168	5,081		5,081	62		62
2	給 料	878,786	424,440	1,303,226	5,146		5,146			
3	職員手当等	1,133,742	592,660	1,726,402	1,144,873	555,000	1,699,873			
4	共 済 費	335,272	176,000	511,272	1,035		1,035			
5	災 害 補 償 費				300		300			
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	181		181	4,316		4,316	20		20
8	旅 費	11,526		11,526	29,689		29,689	2,384		2,384
	費用弁償	6,776		6,776	80		80	70		70
	普通旅費	4,750		4,750	28,394		28,394	2,174		2,174
	特別旅費				1,215		1,215	140		140
9	交 際 費	1,100		1,100						
10	需 用 費	9,959		9,959	6,222		6,222	112,621	113,500	226,121
11	役 務 費	7,107		7,107	40,560		40,560	25,873		25,873
12	委 託 料	12,188		12,188	186,403		186,403	663,316		663,316
13	使用料及び賃借料	7,928		7,928	22,593		22,593	66,949		66,949
14	工 事 請 負 費							218,236		218,236
15	原 材 料 費									
16	公有財産購入費									
17	備 品 購 入 費	389		389	904		904			
18	負担金、補助及び交付金				74,588		74,588	57,500		57,500
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金					2,300,000	2,300,000			
25	寄 附 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	2,565,746	1,393,700	3,959,446	1,521,710	2,855,000	4,376,710	1,146,961	113,500	1,260,461
財 源 内 訳	国庫支出金							162,205		162,205
	地方債							36,000		36,000
	その他	51,434		51,434	53,155		53,155	119,968		119,968
	一般財源	2,514,312	1,393,700	3,908,012	1,468,555	2,855,000	4,323,555	828,788	113,500	942,288

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計			
	節	補正前	補正額	補正後
1 報 酬		212,522	200,600	413,122
2 給 料		970,849	424,440	1,395,289
3 職員手当等		2,323,813	1,147,660	3,471,473
4 共 済 費		367,806	176,000	543,806
5 災 害 補 償 費		300		300
6 恩給及び退職年金		5,424		5,424
7 報 償 費		14,429		14,429
8 旅 費		49,814		49,814
費用弁償		7,974		7,974
普通旅費		38,773		38,773
特別旅費		3,067		3,067
9 交 際 費		1,100		1,100
10 需 用 費		146,612	113,500	260,112
11 役 務 費		91,795		91,795
12 委 託 料		950,429		950,429
13 使用料及び賃借料		111,908		111,908
14 工 事 請 負 費		218,236		218,236
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費		1,577		1,577
18 負担金、補助及び交付金		132,674		132,674
19 扶 助 費				
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金		1,800		1,800
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積 立 金			2,300,000	2,300,000
25 寄 附 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金				
予 備 費				
計		5,601,088	4,362,200	9,963,288
財 源				
内 国庫支出金		381,674		381,674
内 地方債		36,000		36,000
内 その他		226,814		226,814
内 一般財源		4,956,600	4,362,200	9,318,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和5年度 知事公舎管理費	総務課	千円 8,049		千円	令和6年度から 令和8年度まで	千円 8,049	千円	千円	千円	千円	8,049	知事公邸清掃業 務委託
令和5年度 県庁舎管理事業	総務課	92,561			令和6年度から 令和8年度まで	92,561					92,561	県庁舎清掃業務 委託等

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 県有施設の施設管理 マネジメント事業	営繕課	補正前	83,288	0	令和6年度から 令和7年度まで	83,288	2,240				81,048	
		補正	183,969	0	令和6年度から 令和8年度まで	183,969	2,388				181,581	清掃業務委託等
		補正後	267,257	0	令和6年度から 令和8年度まで	267,257	4,628				262,629	
令和5年度 集中化業務事務費	庶務集中 課	補正前	1,793		令和6年度	1,793					1,793	
		補正	13,200		令和6年度から 令和8年度まで	13,200					13,200	ANA Biz等承認 業務等
		補正後	14,993		令和6年度から 令和8年度まで	14,993					14,993	

令和5年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1 事業収入			千円 1,975,293	千円 113,500	千円 2,088,793		千円	
	1 用品調達事業収入		507,629		507,629			
		1 用品調達事業収入	507,629		507,629			
	2 自動車管理事業収入		241,242		241,242			
		1 自動車管理事業収入	241,242		241,242			
	3 集中管理事業収入		1,226,422	113,500	1,339,922			
		1 集中管理事業収入	1,226,422	113,500	1,339,922	1 集中管理事業収入	113,500	
2 繰越金			100,000		100,000			
	1 繰越金		100,000		100,000			
		1 繰越金	100,000		100,000			
3 諸収入			36		36			
	1 雑入		36		36			
		1 雑入	36		36			
歳 入 合 計			2,075,329	113,500	2,188,829			

令和5年度用品調達等集中管理事業特別会計補正予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課 (内線: 7771)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費等管理事業	197,091	113,500	310,591				113,500	
トータルコスト	199,103	114,280	313,383	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.1人	0.8人	光熱水費の支払い、各課への割当等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

電気料金等の高騰に伴う県庁舎及び各総合事務所の光熱水費に係る経費

(主な増額の要因)

- ・燃料価格の高騰等に伴う電力単価の上昇

2 県庁舎及び各総合事務所の光熱水費に係る経費

区分	金額(千円)	備考
光熱水費等支払い見込額	267,855	(A)
当初予算	154,355	(B)
不足額	113,500	(A)-(B)

令和5年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

款 項 目 節	1款 事業費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	3項 集中管理事業費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	6,273		6,273	6,273		6,273	6,273		6,273
2 給 料									
3 職員手当等	1,074		1,074	1,074		1,074	1,074		1,074
4 共 済 費	1,278		1,278	1,278		1,278	1,278		1,278
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費									
8 旅 費	399		399	399		399	399		399
費用弁償	216		216	216		216	216		216
普通旅費	183		183	183		183	183		183
特別旅費									
9 交 際 費									
10 需 用 費	913,315	113,500	1,026,815	913,315	113,500	1,026,815	298,131	113,500	411,631
11 役 務 費	391,772		391,772	391,772		391,772	390,553		390,553
12 委 託 料	4,356		4,356	4,356		4,356	4,356		4,356
13 使用料及び賃借料	655,762		655,762	300,870		300,870	169,502		169,502
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金	100		100	100		100			
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,000	1,000		1,000			
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,975,329	113,500	2,088,829	1,620,437	113,500	1,733,937	871,566	113,500	985,066
財 源 内 訳	国庫支出金								
	繰入金								
	その他	36		36	36		36		36
	事業収入	1,975,293	113,500	2,088,793	1,620,401	113,500	1,733,901	871,530	113,500

令和5年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	1款 事業費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	3項 集中管理事業費					
	1目 集中管理事業費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	6,273		6,273	6,273		6,273
2 給 料						
3 職員手当等	1,074		1,074	1,074		1,074
4 共 済 費	1,278		1,278	1,278		1,278
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費						
8 旅 費	399		399	399		399
費用弁償	216		216	216		216
普通旅費	183		183	183		183
特別旅費						
9 交 際 費						
10 需 用 費	298,131	113,500	411,631	913,315	113,500	1,026,815
11 役 務 費	390,553		390,553	391,772		391,772
12 委 託 料	4,356		4,356	4,356		4,356
13 使用料及び賃借料	169,502		169,502	300,870		300,870
14 工 事 請 負 費						
15 原 材 料 費						
16 公有財産購入費						
17 備 品 購 入 費						
18 負担金、補助及び交付金				100		100
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補償、補填及び賠償金				1,000		1,000
22 償還金、利子及び割引料						
23 投 資 及 び 出 資 金						
24 積 立 金						
25 寄 付 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金				100,000		100,000
予 備 費						
計	871,566	113,500	985,066	1,720,437	113,500	1,833,937
財 源 内 訳	国庫支出金					
	繰入金					
	その他	36		36	100,036	100,036
	事業収入	871,530	113,500	985,030	1,620,401	113,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			事業収入	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和5年度 印刷発送費	政策法務課	千円 17,616		千円	令和6年度から 令和8年度まで	千円 17,616	千円	千円	千円	千円 17,616	文書収発 業務委託

令和5年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金額	
1 給与等振替収入			千円 26,818.615	千円 723.000	千円 27,541.615		千円	
	1 給与等振替収入		26,818.615	723.000	27,541.615			
		1 給与等振替収入	26,818.615	723.000	27,541.615	1 給与等振替収入	723.000	
	歳 入 合 計			26,818.615	723.000	27,541.615		

令和5年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	26,818,615	723,000	27,541,615			<給与等振替収入> 723,000		
補正に係る主な業務内容	特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等に係る給与費の支払い							
事業内容の説明	<p>令和5年人事委員会勧告を踏まえた給与改定により、一般職員等に係る給与費が増額されたことに伴い、特別会計の増額補正を行う。また、令和5年度の退職者数の見込を踏まえた増額補正を併せて行う。</p> <p>※特別会計対象職員：特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等</p>							

令和5年度鳥取県給与集中管理特別会計11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	1款 給与費								
	補正前	補正額	補正後	1項 給与費					
				補正前	補正額	補正後	1目 給与費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,726,727	114,000	2,840,727	2,726,727	114,000	2,840,727	2,726,727	114,000	2,840,727
2 給 料	11,218,638	110,000	11,328,638	11,218,638	110,000	11,328,638	11,218,638	110,000	11,328,638
3 職員手当等	8,307,412	436,000	8,743,412	8,307,412	436,000	8,743,412	8,307,412	436,000	8,743,412
4 共 済 費	4,415,358	63,000	4,478,358	4,415,358	63,000	4,478,358	4,415,358	63,000	4,478,358
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費									
8 旅 費	150,480		150,480	150,480		150,480	150,480		150,480
費用弁償	150,480		150,480	150,480		150,480	150,480		150,480
普通旅費									
特別旅費									
9 交 際 費									
10 需 用 費									
11 役 務 費									
12 委 託 料									
13 使用料及び賃借料									
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金									
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,818,615	723,000	27,541,615	26,818,615	723,000	27,541,615	26,818,615	723,000	27,541,615
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	26,818,615	723,000	27,541,615	26,818,615	723,000	26,818,615	723,000	27,541,615
	繰入金								

令和5年度鳥取県給与集中管理特別会計11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	2,726,727	114,000	2,840,727	
2 給 料	11,218,638	110,000	11,328,638	
3 職員手当等	8,307,412	436,000	8,743,412	
4 共 済 費	4,415,358	63,000	4,478,358	
5 災 害 補 償 費				
6 恩給及び退職年金				
7 報 償 費				
8 旅 費	150,480		150,480	
費用弁償	150,480		150,480	
普通旅費				
特別旅費				
9 交 際 費				
10 需 用 費				
11 役 務 費				
12 委 託 料				
13 使用料及び賃借料				
14 工 事 請 負 費				
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費				
18 負担金、補助及び交付金				
19 扶 助 費				
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積 立 金				
25 寄 付 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金				
予 備 費				
計	26,818,615	723,000	27,541,615	
財 源 内 訳	国庫支出金			
	地方債			
	その他	26,818,615	723,000	27,541,615
	繰入金			

条例名等

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

令和5年10月4日に行われた鳥取県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」を踏まえ、一般職の職員の給与等の改定を行うとともに、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事等特別職の職員の給与について一般職の職員に準じて改定を行う。

2 概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を国俸給表に準じて改定し、全職員の給料表の水準を引き上げる。
 （行政職で平均1.0%の引き上げ）

イ 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当額の支給月額の上限を引き上げる。
 （医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 415,600円（現行 414,800円））

ウ 一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ年0.05月分ずつ引き上げる。
 (ア)令和5年12月期

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R5.6月	R5.12月	R5.6月	R5.12月	
改正案	1.2月	1.25月	0.85月	0.9月	年 4.20月
現行	1.2月	1.2月	0.85月	0.85月	年 4.10月

(イ)令和6年度以降

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R6.6月	R6.12月	R6.6月	R6.12月	
改正案	1.225月	1.225月	0.875月	0.875月	年 4.20月

エ 一般職の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.05月分引き上げる。（年2.06月→2.11月）

オ 令和6年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を新設し、期末・勤勉手当を年3.70月支給する。（期末手当 年2.16月、勤勉手当 年1.54月）

(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

- ア 任期付研究員の採用等に関する条例
- イ 任期付職員の採用等に関する条例
- ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ (1)ア及びイは、令和5年4月1日から、(1)ウ及びイは令和5年12月1日から、(1)オは令和6年4月1日から適用する。
- ウ 所要の経過措置を講じる。

【参 考】

鳥取県知事等の給与に関する有識者会議（R5.11.10開催）の概要
 （委員全員の意見）一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することが適当である。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万5,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万4,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万800円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000

8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						

	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000	351,400						
	115		302,300	351,700						
	116		302,700	352,000						
	117		302,900	352,500						
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職員		174,600	213,600	246,800	267,400	275,800	287,200	310,500	328,000	366,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
短時間	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
勤務職員	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700

員以外 の職員	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300		
86	294,500	314,700	341,200	381,100		424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600		424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100		425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700		425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300		425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900		425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500		426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800		426,300		

94	302,300	325,900	351,900	385,300					
95	303,400	327,200	353,400	385,900					
96	304,700	328,500	354,800	386,400					
97	305,800	329,700	356,100	386,800					
98	307,000	331,000	357,300	387,200					
99	308,200	332,200	358,400	387,800					
100	309,400	333,400	359,600	388,300					
101	310,500	334,800	360,700	388,700					
102	311,500	335,700	361,800	389,200					
103	312,500	336,700	362,900	389,800					
104	313,500	337,800	364,000	390,300					
105	314,300	338,900	365,200	390,600					
106	314,900	340,000	365,700	391,000					
107	315,500	341,000	366,300	391,500					
108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					
117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126		354,900	375,500						
127		355,400	376,000						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						

	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300	382,500						
	143		361,800	383,000						
	144		362,300	383,500						
	145		362,600	383,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		228,100	253,800	268,700	279,600	289,700	298,400	308,600	318,600	332,000

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000

25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	

70	277, 100	353, 200	401, 900	446, 500
71	278, 300	355, 100	403, 300	447, 700
72	279, 500	357, 000	404, 500	448, 900
73	280, 500	358, 600	405, 700	450, 000
74	281, 500	360, 500	407, 100	450, 600
75	282, 500	362, 300	408, 500	451, 100
76	283, 400	364, 200	409, 800	451, 600
77	284, 300	366, 000	411, 000	452, 100
78	285, 200	367, 700	412, 200	452, 700
79	286, 100	369, 300	413, 500	453, 200
80	287, 000	370, 900	414, 900	453, 700
81	287, 800	372, 300	416, 200	454, 200
82	288, 900	373, 800	417, 400	454, 800
83	289, 900	375, 200	418, 400	455, 300
84	290, 900	376, 500	419, 600	455, 800
85	291, 900	377, 600	420, 800	456, 300
86	292, 900	379, 000	422, 000	456, 900
87	293, 900	380, 400	423, 200	457, 400
88	294, 900	381, 700	424, 200	457, 900
89	296, 000	382, 900	425, 300	458, 400
90	297, 100	384, 200	426, 300	
91	298, 200	385, 300	427, 300	
92	299, 200	386, 500	428, 300	
93	299, 700	387, 700	429, 200	
94	300, 700	388, 800	430, 000	
95	301, 800	390, 000	430, 800	
96	303, 000	391, 200	431, 600	
97	304, 000	392, 600	432, 400	
98	305, 100	393, 600	432, 800	
99	306, 100	394, 600	433, 200	
100	307, 100	395, 600	433, 600	
101	307, 900	396, 500	434, 000	
102	309, 000	397, 500	434, 300	
103	310, 000	398, 600	434, 600	
104	311, 000	399, 700	434, 800	
105	311, 600	400, 400	435, 100	
106	312, 500	401, 300	435, 400	
107	313, 300	402, 200	435, 700	
108	314, 100	403, 100	435, 900	
109	314, 800	403, 900	436, 100	
110	315, 200	404, 800		
111	315, 600	405, 600		
112	316, 100	406, 400		
113	316, 600	407, 000		
114	317, 000	407, 700		

	115	317,500	408,400			
	116	317,900	409,100			
	117	318,400	409,700			
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700				
	139	326,000				
	140	326,300				
	141	326,500				
	142	326,700				
	143	327,000				
	144	327,200				
	145	327,500				
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		230,700	290,700	305,300	320,900	338,000

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員への適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,390円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
短時間	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
勤務職	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
員以外	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
の職員	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500

34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	

79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		

	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		215,500	283,200	291,000	298,600	319,600

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員への適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,250円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時	1	円 162,500	円 210,100	円 291,600	円 338,900	円 391,500

間勤務職員以外の職員	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	367,900	412,100	501,500

47	238,700	297,300	370,000	413,700	503,100
48	240,100	298,200	372,600	415,200	504,600
49	241,500	299,200	374,500	416,500	506,300
50	243,200	301,100	375,500	417,900	507,700
51	244,800	303,000	376,400	419,300	509,100
52	246,200	304,700	377,200	420,700	510,600
53	247,400	305,900	377,900	422,100	511,700
54	249,000	307,500	379,300	423,500	512,900
55	250,600	308,900	380,600	424,900	514,100
56	252,000	310,800	382,100	426,300	515,300
57	253,200	312,500	382,900	427,400	516,200
58	254,400	314,300	383,500	428,700	517,200
59	255,300	316,100	384,300	430,100	518,200
60	256,200	318,100	385,000	431,400	519,200
61	257,100	319,600	385,700	432,200	520,300
62	257,900	321,700	386,300	433,100	521,200
63	258,700	323,800	387,000	434,100	521,900
64	259,500	325,700	387,700	435,000	522,600
65	260,300	327,500	388,400	435,900	523,400
66	261,100	329,600	389,100	436,700	
67	261,800	331,100	389,700	437,300	
68	262,400	331,500	390,300	438,100	
69	263,000	331,800	391,000	438,500	
70	264,000	332,300	391,700	439,100	
71	265,200	332,800	392,300	439,600	
72	266,200	333,200	392,900	440,100	
73	267,400	333,500	393,500	440,600	
74	268,600	333,900	394,100	441,200	
75	269,600	334,300	394,700	441,700	
76	270,600	334,700	395,300	442,200	
77	271,600	335,200	395,900	442,700	
78	272,600	335,700	396,400	443,300	
79	273,600	336,200	396,900	443,800	
80	274,500	336,700	397,400	444,300	
81	275,500	337,200	398,100	444,800	
82	276,600	337,700	398,500		
83	277,700	338,200	399,000		
84	278,600	338,700	399,600		
85	279,500	339,100	400,300		
86	280,400	339,500	400,600		
87	281,300	340,000	401,100		
88	282,000	340,400	401,700		
89	282,800	340,900	402,400		
90	283,900	341,300	402,700		
91	284,900	341,800	403,200		

92	285,900	342,200	403,800
93	286,800	342,700	404,500
94	287,700	343,100	404,800
95	288,700	343,600	405,000
96	289,600	344,000	405,300
97	289,900	344,500	405,700
98	290,800	344,900	406,000
99	291,500	345,300	406,100
100	292,400	345,700	406,300
101	293,300	346,100	406,600
102	293,900	346,300	
103	294,600	346,500	
104	295,300	346,700	
105	295,800	346,900	
106	296,300	347,100	
107	296,800	347,300	
108	297,200	347,500	
109	297,400	347,700	
110	297,800	347,900	
111	298,100	348,100	
112	298,300	348,300	
113	298,600	348,500	
114	298,900	348,700	
115	299,200	348,900	
116	299,500	349,100	
117	299,800	349,300	
118	300,100	349,500	
119	300,300	349,700	
120	300,600	349,900	
121	300,900	350,100	
122	301,100		
123	301,300		
124	301,400		
125	301,500		
126	301,700		
127	301,900		
128	302,000		
129	302,100		
130	302,300		
131	302,500		
132	302,600		
133	302,700		
134	302,900		
135	303,100		
136	303,200		

	137	303,300				
	138	303,500				
	139	303,700				
	140	303,800				
	141	303,900				
	142	304,100				
	143	304,300				
	144	304,400				
	145	304,500				
	146	304,700				
	147	304,900				
	148	305,000				
	149	305,100				
	150	305,300				
	151	305,500				
	152	305,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		213,900	245,100	284,600	311,400	366,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
1		264,700	346,600	406,900	474,700
2		267,200	349,600	409,600	477,000
3		269,600	352,400	412,100	479,200
4		272,000	355,300	414,700	481,500
5		274,100	357,800	417,100	483,700
6		277,600	360,800	419,100	485,800
7		281,100	363,800	420,900	488,000
8		284,500	366,600	422,800	490,000
9		288,100	368,700	424,600	491,900
10		291,600	371,200	427,300	494,000
11		295,200	373,900	429,800	496,100
12		298,700	376,400	432,200	498,200
13		302,200	379,100	434,400	500,300
14		306,100	382,500	436,900	502,200
15		310,000	385,500	438,900	504,300

16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	
55	390,000	462,200	513,100	
56	390,700	463,400	514,400	
57	391,400	464,400	515,400	
58	392,300	465,400	516,200	
59	393,000	466,300	517,000	
60	393,600	467,100	517,800	

	61	394,100	467,900	518,700	
	62	394,600	468,600	519,500	
	63	395,000	469,300	520,400	
	64	395,400	469,900	521,200	
	65	395,700	470,600	522,100	
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400		
	83		480,900		
	84		481,400		
	85		481,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		277,000	337,300	375,000	393,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
短時間	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
勤務職	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
員以外	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
の職員	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200

7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	

52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		

	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400	354,700			
	107			332,800	355,100			
	108			333,000	355,500			
	109			333,200	356,000			
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
	114			335,000				
	115			335,400				
	116			335,800				
	117			336,000				
	118			336,400				
	119			336,800				
	120			337,200				
	121			337,400				
	122			337,800				
	123			338,200				
	124			338,600				
	125			338,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		172,800	206,900	237,200	249,200	271,900	285,000	309,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
短時間	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700

勤務職 員以外 の職員	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400

48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300	364,100				
127	298,800	329,700	364,600				
128	299,200	329,900	365,100				
129	299,400	330,100	365,400				
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					

	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900	339,000					
	155	307,100	339,400					
	156	307,400	339,800					
	157	307,700	340,100					
定年前再任用短時間勤務職員		215,400	238,100	255,800	263,900	275,600	302,300	321,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	171,200	248,700	287,500	332,200	365,600
	2	172,600	249,900	288,900	334,100	367,700
	3	174,000	250,900	290,300	336,100	369,800
	4	175,400	251,500	291,700	338,100	371,900
	5	176,600	252,100	292,800	340,100	373,500
	6	178,200	253,700	294,100	341,600	376,300
	7	180,000	255,300	295,400	343,000	379,100
	8	181,700	256,500	296,700	344,400	381,900
	9	183,100	257,900	297,700	345,400	384,500
	10	184,600	259,100	299,800	347,100	386,900
	11	186,300	260,300	301,900	349,100	389,200

12	187,900	261,500	303,900	351,100	391,400
13	189,400	262,900	306,000	352,600	393,800
14	191,100	264,500	308,400	354,600	396,500
15	192,900	266,100	310,600	356,700	399,100
16	194,600	267,400	312,800	358,800	401,600
17	196,200	268,800	315,000	360,800	404,100
18	198,200	270,600	317,200	363,000	406,100
19	200,100	272,500	319,300	365,100	407,800
20	202,000	273,900	321,200	367,300	409,400
21	203,700	275,200	323,000	369,400	410,900
22	205,300	276,200	323,900	371,200	412,500
23	207,200	277,400	324,700	372,600	414,300
24	209,000	278,600	325,600	374,100	416,100
25	213,500	280,100	326,500	375,900	417,600
26	215,900	281,200	327,600	378,200	419,100
27	218,300	282,400	328,600	380,500	420,700
28	220,700	283,500	329,800	382,600	422,200
29	222,900	284,400	330,800	384,300	423,200
30	224,700	285,900	332,000	386,200	424,800
31	226,700	287,300	333,400	388,100	426,300
32	228,600	288,500	334,800	389,900	427,900
33	230,300	289,800	336,000	391,600	429,400
34	231,800	291,100	337,100	393,100	430,700
35	233,300	292,400	338,100	394,700	431,900
36	234,700	293,700	339,500	396,400	433,100
37	236,000	294,900	340,900	397,900	434,100
38	237,000	296,100	341,900	399,200	435,100
39	237,800	297,100	343,000	400,600	436,000
40	238,500	298,200	344,100	401,900	436,900
41	239,000	299,600	344,900	402,400	437,300
42	240,300	300,600	345,900	403,700	437,900
43	241,500	301,700	347,000	404,900	438,500
44	242,500	302,800	348,100	406,200	439,200
45	243,300	303,800	349,200	407,600	439,700
46	244,300	304,700	350,400	409,000	440,000
47	245,200	305,500	351,600	410,300	440,500
48	246,100	306,300	352,800	411,600	441,000
49	247,200	307,100	353,600	412,800	441,300
50	248,300	307,900	354,800	413,700	441,900
51	249,400	308,600	356,100	414,600	442,500
52	250,500	309,500	357,400	415,300	443,100
53	251,500	310,400	358,700	415,500	443,700
54	252,900	311,200	360,000	415,900	444,400
55	254,200	312,000	361,300	416,300	445,000
56	255,400	312,800	362,400	416,800	445,600

57	256,100	313,500	363,000	417,100	445,900
58	256,700	314,200	364,200	417,300	446,600
59	257,200	314,800	365,300	417,700	447,300
60	257,700	315,400	366,600	418,100	448,000
61	258,200	316,000	367,700	418,400	448,400
62	258,900	316,600	368,300	418,900	448,700
63	259,600	317,200	368,800	419,500	449,000
64	260,300	317,700	369,300	420,000	449,300
65	260,900	318,200	369,600	420,600	449,500
66	262,000	319,000	370,000	421,200	449,800
67	263,100	319,600	370,400	421,700	450,100
68	264,100	320,200	370,800	422,200	450,400
69	264,900	320,900	371,000	422,800	450,600
70	266,100	321,500	371,300	423,300	450,900
71	267,300	322,000	371,700	423,900	451,200
72	268,300	322,600	372,000	424,500	451,400
73	269,100	322,800	372,400	425,000	451,600
74	270,400	323,200	372,600	425,600	
75	271,700	323,500	373,000	426,100	
76	273,000	323,800	373,300	426,700	
77	273,800	324,100	373,600	427,200	
78	274,900	324,400	374,100	427,800	
79	275,900	325,000	374,600	428,500	
80	276,800	325,500	375,000	429,100	
81	277,500	326,100	375,400	429,400	
82	278,500	326,500	375,800	430,000	
83	279,300	326,800	376,300	430,600	
84	280,100	327,000	376,800	431,200	
85	280,900	327,200	377,200	431,600	
86	281,700	327,500	377,700	432,100	
87	282,500	327,700	378,100	432,800	
88	283,400	327,900	378,500	433,500	
89	284,300	328,200	379,000	433,700	
90	285,200	328,500	379,500		
91	286,000	328,700	380,000		
92	286,800	329,000	380,500		
93	287,600	329,200	380,800		
94	288,200	329,400	381,200		
95	288,700	329,700	381,700		
96	289,300	330,000	382,100		
97	289,800	330,200	382,600		
98	290,300	330,500	382,900		
99	290,800	330,700	383,400		
100	291,100	331,000	383,800		
101	291,300	331,200	384,400		

	102	291,600	331,400			
	103	291,900	331,600			
	104	292,100	331,800			
	105	292,400	332,200			
	106	293,000	332,400			
	107	293,300	332,600			
	108	293,600	332,900			
	109	293,900	333,200			
	110	294,200	333,400			
	111	294,500	333,700			
	112	294,700	334,000			
	113	294,900	334,200			
	114	295,100				
	115	295,400				
	116	295,700				
	117	295,900				
	118	296,200				
	119	296,500				
	120	296,700				
	121	296,900				
	122	297,100				
	123	297,300				
	124	297,600				
	125	297,900				
	126	298,200				
	127	298,400				
	128	298,600				
	129	298,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		209,200	233,900	269,100	303,600	316,100

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の</u> <u>122.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受け	(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支</u> <u>給する場合においては100分の120、12月に支給す</u>

る職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(会計年度任用職員の給与)

第16条の14 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準

る場合においては100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては、100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(会計年度任用職員の給与)

第16条の14 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）報酬、費用弁償及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準

ずる手当を含む。)、特勤勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当その他人事委員会規則で定める手当

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額)に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 任用期間が6月以上の第1号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5(特定幹部職員にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計

ずる手当を含む。)、特勤勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当その他人事委員会規則で定める手当

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額)に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第16条の19 略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の21 任用期間が6月以上の第2号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第16条の18 略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の103を、12月に支給する場合には100分の108を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)

第16条の22 第2号会計年度任用職員の給与に関する事項のうち、次に掲げるものについては、職員の例によるものとする。

- (1) 略
- (2) 第16条の14第2号に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。以下この号において「手当」という。）の計算その他手当の支給に関する事項
- (3)～(7) 略

第16条の23 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)

第16条の20 第2号会計年度任用職員の給与に関する事項のうち、次に掲げるものについては、職員の例によるものとする。

- (1) 略
- (2) 第16条の14第2号に規定する手当（期末手当を除く。以下この号において「手当」という。）の計算その他手当の支給に関する事項
- (3)～(7) 略

第16条の21 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>

号 給	給料月額	号 給	給料月額
1	402,000 円	1	398,000 円
2	461,000 円	2	456,000 円
3	522,000 円	3	516,000 円
4	603,000 円	4	596,000 円
5	701,000 円	5	693,000 円
6	800,000 円	6	791,000 円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額	号 給	給料月額
1	336,000 円	1	332,000 円
2	371,000 円	2	367,000 円
3	398,000 円	3	394,000 円

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第

<p>16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="236 1294 796 1626"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>380,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>427,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>477,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>539,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>615,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>718,000円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>839,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例</p>	号 給	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>539,000円</u>	5	<u>615,000円</u>	6	<u>718,000円</u>	7	<u>839,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="834 1294 1394 1626"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>422,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>472,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>533,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>608,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>710,000円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>830,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例</p>	号 給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>	3	<u>472,000円</u>	4	<u>533,000円</u>	5	<u>608,000円</u>	6	<u>710,000円</u>	7	<u>830,000円</u>
号 給	給料月額																																
1	<u>380,000円</u>																																
2	<u>427,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>539,000円</u>																																
5	<u>615,000円</u>																																
6	<u>718,000円</u>																																
7	<u>839,000円</u>																																
号 給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	<u>422,000円</u>																																
3	<u>472,000円</u>																																
4	<u>533,000円</u>																																
5	<u>608,000円</u>																																
6	<u>710,000円</u>																																
7	<u>830,000円</u>																																

第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。
---	---

第7条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の142、12月に支給する場合においては100分の152</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

4 第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,165,000円</u>
副知事		月額 <u>917,000円</u>
教育長		月額 <u>752,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>159,000円</u>
選挙管理委員会	委員長	日額 <u>26,500円</u>
委員	委員	日額 <u>22,400円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>559,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>90,100円</u>
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>232,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>194,000円</u>
	委員	月額 <u>159,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>194,000円</u>
	公益委員	月額 <u>159,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>137,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>26,500円</u>
	委員	日額 <u>22,400円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>17,300円</u>
	委員	日額 <u>15,300円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>17,300円</u>
	委員	日額 <u>15,300円</u>
公安委員	委員長	月額 <u>194,000円</u>

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,153,000円</u>
副知事		月額 <u>908,000円</u>
教育長		月額 <u>745,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>157,000円</u>
選挙管理委員会	委員長	日額 <u>26,200円</u>
委員	委員	日額 <u>22,200円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>553,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,200円</u>
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 <u>230,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>192,000円</u>
	委員	月額 <u>157,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>192,000円</u>
	公益委員	月額 <u>157,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>136,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>26,200円</u>
	委員	日額 <u>22,200円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>17,100円</u>
	委員	日額 <u>15,100円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>17,100円</u>
	委員	日額 <u>15,100円</u>
公安委員	委員長	月額 <u>192,000円</u>

会の委員	委員	月額	<u>159,000円</u>	会の委員	委員	月額	<u>157,000円</u>
専門委員		日額	<u>15,300円以内</u>	専門委員		日額	<u>15,100円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額	<u>10,300円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額	<u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額	<u>15,300円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額	<u>15,100円</u>
略				略			

第9条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)	(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に <u>100分の147</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合には100分の142、12月に支給する場合には100分の152</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
5 略	5 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定並びに第8条の規定中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員及び給与条例第16条の14の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条又は知事等条例第2条若しくは第4条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第8条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任

期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例又は第8条の規定による改正前の知事等条例の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。